

令和6年10月11日

令和6年能登半島地震の影響を踏まえた経営事項審査の受審の特例について

令和6年能登半島地震の影響を踏まえた、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の一部を改正する省令の施行により、能登半島地震の影響を受けた建設業者(令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(石川県の区域に限る。)内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの)について、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間に限り、令和4年10月28日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされています。

つきましては、当社の個別の発注案件の競争参加資格の審査においても、入札公告等の記載に関わらず、同様に扱うこととしておりますので、お知らせします。